

## 判例1

・手術の限界や合併症の危険性に言及した書面を医師が患者に見せた事実を認定しながらも、その記載の形態や見せた状況などから、医師の説明義務違反を認定した事例。

### 裁判所

東京地方裁判所 平成9年11月11日判決 (判例タイムズ986号271頁)

### 争点

- ・医師Yに説明義務違反があるか。
- ・診察上の誤り、施術決定の誤り、術式選択の誤り、施術の失敗が認められるか。

### 事案

X：原告（被施術者）  
Y：被告（美容整形外科・形成外科医院を経営する医師）  
A：関係人（Y医院の本件手術の執刀医）  
B：関係人（Y医院におけるXの診察医）

・X（昭和40年生まれの女性）は、平成3年に外国において、両眼瞼を二重にする美容整形手術を受けていた。しかし、Xは、その結果左右の二重の幅が広くなりすぎ、また、特に左眼瞼の二重の幅が右眼と比して広く、左右差が残ってしまったと考え、これを修整するため、平成5年10月23日、Yの経営する病院（Y医院）に赴き、Yとの間でXの両眼瞼を整形する旨の診療契約を締結した。

・XはYに対し、手術費用等として53万円程、感染症検査代3万円程を支払い、同月27日Y医院において、Y立ち会い、Y医院のA医師の執刀による「トータル切開法」による両眼瞼を修整する美容整形手術を受けた。

・しかし、二重瞼を修整する手術は、単なる瞼の手術よりも格段に困難なものであり、Xの両眼瞼の二重の幅が狭くなることはなく、左眼瞼の睫毛が外反する結果となった。

### 損害賠償請求額

・美容整形手術にあっては、緊急性がなく、手術の必要性自体が患者の主観的意図に基づくことが多いのであるから、医師は、手術の難易、成功の可能性、他の部位に及ぼす影響等について十分に説明すべき注意義務がある。

・Yは、これに違反して、Xに対し、本件手術前に、本件手術が困難なものであるとか、手術の結果、元に戻ってしまう可能性があるなどという説明を全くせず、本件手術の術式の説明のみをしてXの希望に添う結果を請け負ったため、XはYの言を信じて本件手術を受けることにした。

・XはYには説明義務違反があるとし、この他診察上の誤り、施術決定の誤り、術式選択の誤り、施術の失敗を主張し、債務不履行責任または不法行為責任に基づき、Yに対し、656万円余り（手術費用等56万円余りと、慰籍料930万円の内金600万円を合計した額）の損害賠償を請求した。

### 判決による請求認容額

一部認容 (賠償金額104万円余)

(1) 説明義務違反

・生命、健康の保持等を目的とするのではなく、より美しくなりたいという施術依頼者の願望に基づいて実施される美容整形手術においては、当該施術を行うかどうかの決定は、ひとえに依頼者自身の判断に委ねられるべきものである。

・したがって、美容整形手術の依頼者に対し、医師は、医学的に判断した本人の現在の状態、手術の難易度、その成功の可能性、手術の結果の客観的見通し、あり得べき合併症や後遺症等について十分な説明をした上で、その承諾を得る義務がある。

・専門的知識を有しない通常の施術依頼者に対しては、説明を要する事項について十分な理解が得られるように、率直、かつ分かりやすい説明を工夫すべきものであり、単に注意義務を列挙した書面を交付するだけで事足りることはできない。

・YはXに本件手術の説明をするに際し、本件手術の危険性に関して、口頭で具体的に平易に説明することをしなかった。

・Y側がXに対して見せた書面のうち、「術前注意事項細目」には、本件手術の危険性を指摘しているとみることのできる部分があるが、単に、これをXに渡して署名、押印を求めたにとどまり、Xに対する口頭での補足説明や注意喚起が特になされた形跡はない。

・これを受領したXは、同書面をよく読みもしないで、Bの指示した箇所に署名、指印をしたものであって、結局、Xは、本件手術の前記危険性について十分な説明を受けないまま、診察時のYの術式等の説明ぶり等から安心してしまい、本件手術の危険性に思い至ることなく、本件手術を依頼したものと認められる。

・したがって、Xに対し、本件手術の危険性に関する説明を尽くさなかった違法があるというべきであり、Xは、右危険性の説明を受けたならば、本件手術を依頼しなかったことが認められるから、Yには、本件診療契約上の債務不履行があり、本件手術の実施によってXに生じた損害を賠償する責任がある。

(2) 過失相殺

・Xは、Y側から、本件手術が非常に困難な手術であり、施術の結果元に戻ってしまう危険性のあること、一度の手術のみでは希望どおりにならない可能性のあること等の本件手術の限界が記載された書面を見せられたにもかかわらず、これを読まずに本件手術を受けたものである。

・上記の点は、損害額の算定にあたりXの過失として斟酌するのが公平に適するというべきであり、その割合は全損害の一割とするのが相当である。(認容額104万円余)